

凶師博規議員に対する辞職勧告決議

凶師博規議員は、平成21年12月14日、運転免許停止中にもかかわらず、携帯電話を使用しながら運転を行い、無免許運転などによる道路交通法違反容疑で摘発された。

今回の行為は、県民の信託を受け、また県民の範となるべき県議会議員としての自覚に欠ける恥ずべきものであり、県議会の名誉と権威を傷つけるにとどまらず、県議会に対する県民の信頼を著しく失わせるもので、道義的、政治的責任は極めて重いと言わざるを得ない。

よって、本議会は、凶師博規議員に対して、自らの意志と責任により県議会議員の職を辞することを勧告する。

以上、決議する。

平成22年2月18日

宮 崎 県 議 会